

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

——シンガポールにおけるシャリーア裁判所の慣例——

村 井 衡 平

この論文は、シンガポールのシャリーア（Shariah）裁判所でソーシャル・ケース・ワーカーを勤める Mrs.M.Siraj によって Malaya Law Review. vol.8. No.1. pp.86-94 に公表されたものである。さきに同じ著者による「離婚訴訟における調停（conciliation）の手続」および「シンガポールのシャリーア（shariah）裁判所と離婚割合の抑制」と題する論文を紹介したので、今回で三度目ということになる。

今回はイスラム教徒が離婚するに際して裁判所の発する附隨的な命令について、イスラムの聖典コーラン（Holy Quran）も引用しながら、興味のある解説が展開されている。

1957年のイスラム条例（the Muslims Ordinance）—1960年のイスラム（改正）条例によって改正された—の第36条のA項によれば、離婚の申立において、シャリーア裁判所は、手続どの段階でも、または判決もしくは命令がなされたのちでも

- (a) 扶養料またはマスカウイン（maskahwin）の妻に対する支払い⁽³⁾
- (b) 慶謝的贈与またはマッタース（mata' ah）の妻に対する支払い
- (c) 当事者の未成年の子の監護、扶養および教育
- (d) 離婚による財産の処分または分割

に関して、それが適切と判断する命令をなすことができる。

これらの規定はシャリーア裁判所に対し、離婚に伴う附隨的な命令をするに充分な権限を付与するものと思われるが、しかし慣例上でこれらの権限は、離婚された妻および子の蒙った損失を軽減するか、または離婚に対する経済的な抑止力として、きわめて限られた効果しかもっていない。その理由は、シャリーア裁判所自身が、離婚による妻および子の利害関係について、保守的な態度を採用するイスラム法学者の承認ずみの見解をうけ入れるよう強制されているところにあろう。

(a) マスカウインまたはマハル (Mahr)

夫は離婚により、マスカウインまたはマハル（婚姻契約金）の全部を妻に支払うべき責任を負うというのが一般的な原則である。もし、アラブ連邦共和国、パキスタンおよびインドのようないくつかのイスラム教国において、多額の金銭が離婚によって支払われるべき（据置寡婦産～deferred dower）として準備されるのが慣習であれば、これは離婚に対する有効な抑止力として働くことができる。婚姻の際に支払われた金銭は、婚姻夫婦の住居を供給するために利用されるが、据置かれた金銭は、離婚に際してのみ支払われる。⁽⁴⁾ マスカウインまたはマハルの金額について、いかなる法律上の制限もないようであり、しかもインドの裁判所により、きわめて高額が承認されてきた。⁽⁵⁾ これについて、シャーフィーイ学派の原理および慣例は、離婚された妻の利益に反して作用するようみえる。フィッゲラルド氏は次のように述べている。

アリキー学派の国々において、マハルは多すぎることはないが、通常は相当な額である。インドでは、ハナфиー学派およびシャーフィーイ学派の両派において、またハナfiー学派の国々では高額の寡婦産を支持する意見が強い。しかし、多くのシャーフィーイ学派の国々では、マハルがとくに社会の下層階級の中では余りにも低額であるため、もはや単なるシンボル以外のものとは認められていない。⁽⁶⁾

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

さらに、マハルを即時と据置の二つの部分に分割する慣例がハナフィーイ学派およびシයا (Shia) 学派において一般的であり、インドがこれに従い、マリも一学派で優勢であるが、シャーフィーイ学派の法律において、すべての寡婦産は即時のものとみなされている。⁽⁷⁾

その結果、われわれはシンガポールにおいて、定着したマスカウインは実際にきわめて低額である。一般的な金額として、22.50ドルが慣例であり、生活費の上昇と共に非常に低額となり、それ以来、少額のマスカウインが許されている。マスカウインは、婚姻に際し、または婚姻後しばらくして、苦もなく支払われることができ、その結果、この点で離婚に際して経済的な障礙になることは全くない。通常の場合、夫は離婚に際して、妻に支払わなければならぬ充分な金額のマスカウインを発見するという困難に直面することはない。

この局面は、立法によって対処できるものではなく、単にカーディ（裁判官）、当事者および彼等の後見人の態度の中での変化によるものであり、シンガポールにおけるイスラム教徒のリーダー達は、この変化を促進するであろう。

(b) 扶養料

イスラム法のもとで、妻は婚姻中、彼女の夫から合理的な扶養料の支払いをうける権利があり、彼女はまた離婚後、彼女の夫によって、再婚禁止（イッダ—eddah）期間中、離婚前と同様の基準で扶養される権利がある。

コーラン（Holy Quran）は離婚された妻に対する公正な処置を主張している。

離婚された妻のために、扶養料が合理的な基準で準備されるべきです。これは正義にもとづく義務なのです。⁽⁸⁾

あなた方が妻を離婚する場合は、必ず定められた期限がきてから正式に離別し、その期限を正確に計算しなさい。あなた方の王アッ

ラーを畏れなさい。誰がみても明らかな不埒を犯した場合は別として、(期限満了前に) 彼女らを家から追い出してしまうことはなりません。これらはアッラーの戒律なのです。アッラーの戒律を破る者は、われとわが身を損なう者です。⁽⁹⁾

イッダの期間中、彼女たちを、あなた方の住んでいる所に、あなた方の資力に応して、住まわせなさい。決して意地悪して、醜い目に会わせてはいけません。もし、彼女らが妊娠している場合には、胎の中のものを生み落とすまで、よく面倒をみてやりなさい。また、彼女らがあなた方のために(生んだ子) 授乳してくれることになったら、彼女らに報酬を出しなさい。そして、お互いに好意をもって相談し合うがよい。だが、どうしても話がうまくまとまらない場合は、誰か他の女性に授乳してもらいたい。⁽¹⁰⁾

コーランのこれらの諸節から、離婚された女性は離婚後およびイッダの期間中、扶養料および生活環境について、離婚前と同様に扱われるべきであるということが推測される。そして、ナワウイ氏は、“法律上の隠退期間中の扶養料は婚姻中の扶養料と異なることは決してない”とのべている。⁽¹¹⁾ シンガポールにおける慣習は、しかしながら、つねにこのような高度の原則と一致してはいない。シヤリーア裁判所は、扶養料支払いを命じる権限をもっており、しかも扶養料支払命令は、離婚が登録されているときは、カーディによっても命じられることができる。扶養料が支払われ、またはそれが承諾された場合に、支払いまたは承諾された金額は、通常きわめてわずかであり、妻は一般に婚姻住居から追い出され、扶養料は離婚前の当事者の生活水準とほとんど関係がない。いくつかの事件において、離婚が取消すことができない場合、たとえば三重婚姻のような場合、扶養料は全く与えられないし、かかる場合に快適な住居をもつという妻の権利は無視される。余りにもしばしば、妻が妊娠しているかどうかについて、いかなる調査もされないし、妻が扶養料および妊娠中の費用、出産および育児期間中の費用を取得するように彼女の

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

権利を強制するような企てはほとんど行われない。きわめて多くの事件においても、彼女の夫が、彼女に離婚を許す代わりに彼女の権利を断念するように、彼女に圧力を加えたため、妻は扶養料を請求する権利を失ってしまう。シンガポールにおいて、たとえ扶養料に関する法規が適切に施行されたとしても、妻は一般的に離婚に際して良い条件にあるとはいえない。なぜならば、シンガポールにおいて、マレー人の家族の平均的な収入は低く、妻は経済的に夫にたよっており、彼女が自活することは不可能だからである。しかし、実際に彼女は扶養料を全く与えられないか、イッダの期間中、きわめて貧弱な最低扶養料を与えられるにすぎない。

一般的な慣例として、離婚された妻は、通常3ヶ月のイッダの期間中の扶養料を得る権利しかない。しかし、いくつかのイスラム教国において、かかる扶養料が支払われる期間は伸長されてきた。シリアにおいて、もし夫が妻を離婚し、カーディに対して、夫が合理的な理由なしに妻を離婚することによって彼女を無法に扱い、妻がそのために損害を蒙り、貧困におち入っていることが明らかになれば、カーディは、夫の生活水準および彼が妻を虐待した程度を考慮して、夫に対し妻に有利な判決—イッダの期間中、彼女が当然に得るべき扶養料に加えて、一年間の扶養料の額を越えない損害賠償—を言渡すことができるし、さらに事情がそれを必要とするとき、一括払いまたは月払いで支払うよう命じることができる。⁽¹³⁾ブルネイにおいて、離婚された妻は、カーディの裁判所に申請⁽¹⁴⁾することにより、イッダの期間について、もし離婚が1つまたは2つのタラーク (talak) によるか、または先夫による彼女の妊娠期間中に関する場合、イスラムの法律に従って彼女が権利をもつ扶養料の金額を先夫が彼女に支払べき命令を得ることができる。⁽¹⁵⁾離婚された女性が扶養料の権利を与えられないときは、しかしながら、チーフ・カーディの裁判所へ請求し、該裁判所は事件のあらゆる事情を考慮して、そうすることが公正かつ適切であると判断すれば、先夫に対し、裁判所が相応と考

える金額をある期間、支払うよう命じることができる。しかし、かかる命令も、先夫が彼の先妻に対して、1カ月100ドルを越える額の支払いを命じることはないものとされる。パーリスにおいては、より明白でより確実な規定がある。イッダの期間中の扶養料に加えて、離婚された妻は、彼女がいぜんとして独身のままであるか、またはいかなる非行も犯さない限り、裁判所に対して、彼女の先夫に毎月の扶養料支払いを請求することができる。しかし、カーディは命令に先立って、女性が正当または合理的な理由にもとづかないで離婚されたことについて、満足を得なければならない。⁽¹⁶⁾ コーランが彼女のために1年間の扶養料および住居⁽¹⁷⁾について規定している未亡人の場合にも類推を及ぼすことができるけれども、伝統的な見解によれば、多分、引き続いて、離婚された妻に対する扶養料支払いの期間をイッダの期間中に制限し、拡大された扶養料の支払いを彼女のためのマッタース (mata' ah) の賠償の1つの形式と考えるのが適当であろう。

シンガポールにおけるイスラム管理法案 (the Administration of Muslim Law Bill) の第51条の3には、パーリスの制定法の規定に従つて、イッダの期間後の扶養料の支払いのための規定を含んでおり、また法案が法律となったとき、シャリーア裁判所が、これに関する離婚が妻および子に引き起こす困難な事態を軽減するために、その権限を行使することが望まれる。

(c) マッタース (Mata' ah)

シヤーフィーイ学派によれば、離婚された妻に対する慰謝的な贈与は、女性が妊娠前、彼女の寡婦産が決定される前に離婚された場合のみでなく、すべての離婚された女性の場合に（寡婦産が定められ、妊娠前に離婚された）、別居をもたらした原因について女性が責任を負う場合についても、義務的なものである。⁽¹⁸⁾ イマム・シヤフイによれば、贈与は義務として、“夫から、彼が女性を惨めな状態におとし入れたという理由で、

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

心付けまたは賠償的な贈与という方法でなされる”。そして、ナワウによれば、⁽¹⁹⁾ “マッタースは30ダーハムより少なくてはいけないし、マッタースの額について当事者が合意できないとき、判決は裁判所にかかっており、当事者双方の条件を考慮に入れるべきである”。マッタースの支払いについての規定は、それゆえに、シャーフィーイ学派の誇る特色であり、この規定はモロッコで制定されているし、⁽²⁰⁾ シリアでは修正された方法がとられた。しかし、⁽²¹⁾ シンガポールの慣例では、マッタースの支払いはマスカウインのそれと同様に、全くのシンボルにすぐなくなっている。事実、シャリーア裁判所およびカーディ裁判所によってなされる同意命令の双方で一般的に認められた慣例によれば、マスカウインまたはその半額と同額のマッタースが与えられるようみえるであろう。そして、通常のマスカウインが22.50ドルであれば、通常のマッタースは10ドルないし20ドルである。この額は、合理的な理由なしに離婚された妻のための真正な賠償であると考えることはほとんどできない。シリアでの実例—1年間の扶養料の額に等しい賠償がカーディによって与えられる—is、この点に関して見習う価値がある。態度を変更し、金銭の価値が下落したことを認識し、シヤリーア裁判所は賠償に関してより現実的な金額を与えるように手引きされることが望ましい。

(d) 子供の利益

1957年のイスラム条例 (the Muslim Ordinance) は、シヤリーア裁判所に当事者の未成年の子の監護、扶養および教育のための命令をする権限を付与したようにみえるけれども、この権限は実際に裁判所によって行使されていない。⁽²³⁾ シヤリーア裁判所の見解によれば、これに関する同意命令をすることができるにすぎず、争いのある事件において、高等裁判所またはマジストレート裁判所のみが未成年の子の監護および教育を命じることができるにすぎない。⁽²⁴⁾ 大多数の事件において、子の利益は無視されている。この点に関するシヤリーア裁判所の手続は、連合王国

のような国々によって採用される手続と対照的である。たとえば、連合王国では1958年の婚姻訴訟手続（子）法 [the Matrimonial Proceeding's (child) Act] によれば、裁判所は16才未満のすべての子に関して、子の世話および養育のために準備がなされていること、およびこれらの準備が申分のないものであり、その事情のもとで工夫される最善のものであることについて満足するまで、離婚または婚姻の取消の絶対判決を言い渡さないものとされる。“子供に親切なことはイスラム教の特色である”とマホメットがのべたことが報告されているし、聖典コーランおよびマホメットの教義は孤児を世話し、親切に扱うことを賞賛するけれども、それにもかかわらず、われわれはイスラム法学者が一般に子供達の利益を、彼等の両親の離婚を考慮しながら、無視することを発見する。⁽²⁷⁾ 子の監護および後見について、イスラム法が少なくとも原則的に、父よりも母の方により多くの権利を与えるように思われるが、しかしシンガポールの慣例によれば、離婚された妻にとって、彼女達の子を適切に世話することは、父親達が子を扶養することができないか、その気がないか、または子の扶養料の支払いを回避するために彼等のできることをするとき、困難な事態となる。シンガポールにおいて、余りにも多くの事件で、われわれは離婚によって迷惑をうけるのは子供達であることを発見する。父が子の扶養料を支払わないとき、母は子を学校に通わすことができなくなる。扶養料を得るために、彼女はマシイストレートの裁判所に訴を提起しなければならないが、これには時間がかかり、しばらくの間、子は学校から離れ、彼等の勉学が中止される。最近にいた子まで、夫が余りにも幼児監護条例 (the Guardianship of Infants Ordinance) —父に子の後見および監護について第1順位の権利を与える—を利用することができるため、子の監護を得ることにより、子のための扶養についての母の要求に答えることができなかった。幼児監護条例は最近にいたり、父および母に平等な権利を与え、子の福祉を第一に考えることにより、イスラム法とより良く調和するように改正された。高等裁判所へ⁽²⁹⁾

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

の提訴には、しかしながら、多額の費用と時間を必要とし、このことは、当事者とくに離婚された妻にとって不可能であり、それゆえに子は、当事者の良心も、裁判所の良心も、いずれも彼等の利益によって影響をうけないため、苦しむことになる。

(e) 離婚による財産の分割

ハルタ・サベンチャリヤン (Harta sapencharian) というマレーの慣習—離婚に際して、夫婦が共同で取得した財産は彼等の間に分割されるという一は、シンガポールに適用される。Rasinah v. Said 事件は⁽³⁰⁾、この慣習がシンガポールに適用されなくなったという主張のための根拠として引用されることができるが、他方において、1957年のイスラム条例は、離婚に際して財産の処分または分割のために命令をする権限をシャリーア裁判所に与えている。⁽³¹⁾ シャリーア裁判所は、事実、いくつかの場合—当事者が共同して財産の購入に寄与したが、夫が唯一のかせぎ手であり、妻が家事を担当する通常の場合に、裁判所がかかる命令をするかは疑わしい。この場合に、財産は離婚に際して、3分の2を夫に、3分の1を妻に分割すべきであるという見解のためのいくつかの根拠が（サラワクでは制定法の根拠さえ）存在している。⁽³²⁾ マレーの慣習上の行事とは別個に、当事者の世帯道具は離婚に際して平等に分割されるべきであるという見解を示すいくつかの法律は、支持されるであろう。⁽³³⁾ さらに、一般的に、少なくとも妻は夫に対し、家の義務を遂行する召使いを雇うよう要求する権利をもっているため、もしこれらの義務を彼女自身が行うならば、彼女は少なくとも賠償をうけるいくらかの権利がある。⁽³⁴⁾ ここに再び、現代の法律体系は、たとえば連合王国、オーストラリアそしてニュージーランドにおいて、妻に、婚姻住居および婚姻中に貯えられた金銭について、平等の権利を与えており、またイスラムの離婚された妻に、慣習によるか、または法律により、婚姻によって共同で取得された財産について分け前を与えるイスラム法の政策とたしかに調和して

いる。

シンガポールにおける立場を明確にしようとする企てがイスラム管理法案をとり扱う中で行われた。離婚の際に財産の処分または分割を命じるに当たり、シャリーア裁判所は、適切な事件でマレーの慣習によって変更されたイスラム法を考慮するように命じられる。このことはたしかに、シャリーア裁判所にハルタ・サペンチャリヤンを分割するよう命令する権限を与えていた。これと似た権限が、配偶者的一方が死亡した場合にハルタ・サペンチャリヤンの分割を命じるために与えられている。⁽³⁶⁾

シャリーア裁判所によって命じられるとき、妻が命令による利益を直ちに取得できるとは限っていない。1960年のイスラム（改正）条例によつて改正された1959年のイスラム条例の第38条Aによれば、裁判所の命令に誰かが従わないとき、裁判所はすべての命令違反に対し、その財産の金額を、マジストレート裁判所によって科せられた罰金をとり立てるために設けられたのと同じ方法でとり立てるよう命じることができるし、または違反者に長期6カ月の拘禁判決を言渡すことができる。シャリーア裁判所にとって、かかる命令を遂行することは困難であった。なぜならば、同裁判所はマジストレート裁判所のような設備もスタッフももつていないからである。いくつかの事件で、裁判所は、妻に対する扶養料または賠償金の支払いを条件として、離婚判決を言渡した。夫はこれらを将来のある時期に支払うことを企てるが、しかし彼がそうしないとき、妻は裁判所に対し、再び命令の執行を請求しなければならない。過去において、夫が裁判所の命令を無視する事件があったけれども、イスラム婚姻・離婚規則（the Muslim marriage and Divorce Rules）が改正され、裁判所は拘引令状（warranty of arrest）を発行する権限を与えられている。しかし、それには時間を必要とし、執行する手続は一この命令があたかも刑事裁判所における罰金支払命令のようなものであるため一かかる命令にとって適切ではなかった。多分、シャリーア裁判所に

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

とっては、すべての支払いがなされるまで離婚を登録しないか、または裁判所命令の執行についての略式方法、たとえば民事地方裁判所（civil district court）の命令のような方法がより適切であろう。

シンガポールにおいて、シャリーア裁判所でなされる離婚の際の付隨的命令を調査したところ、法律のみでは充分でないこと、また法律が適用され、従われることを確実にすることが必要であることが明らかになる。モロッコの家族法の改正に関する談話の中でモロッコの法務大臣は次のように述べた。

たとえ当事者間の同情と愛情で満たされた永続的な結合が、イスラム法がイスラム教徒に希望する結合を表現するとしても一人間性に最も適切であり、家族の福祉に最も適合している—それにもかかわらず、イスラム教は、その婚姻が意図した善良な関係が唯物主義をひき起こさないとき、婚姻の糾から解消のための法律上の規定を設けた。たとえ、社会的に考慮して、イスラム教が離婚を妨げないとしても、それにもかかわらず、イスラム教は自己が許可した物事の中で、離婚を神にとって最大の憎むべきことであると考える。それゆえに、これに関するイスラム教の真正な原理を基礎として、しかもそれに対して彼等が非難する夫の側の婚姻結合に対する不適切な見解から妻を保護する目的で—この見解は健全な社会を築き上げるのを妨げるなんらかのだらしなさと無秩序をひき起こす—法典は、離婚が許される諸条件を正確に規定した。⁽³⁷⁾

シンガポールにおいても、同様に、家族の崩壊、女性の堕落そして子の放置を導く離婚を阻止するために多大の努力がつくされた。1957年のイスラム条例はシャリーア裁判所に、正義および害悪の防止をめざすイスラム法の原理を支持し、維持するため、支配力を行使するに充分な権限を与えていた。シャリーア裁判所が知恵、衡平さ、将来の見通しをもってこれらの権限を行使するであろうというのが、心底でイスラム教徒に利害関係をもつ人々の希望でなければならない。それゆえに、“シャリーアは神の正義であり、彼の人々の間を祝福している。存在するすべての

善はそれに由来し、すべての欠陥は、それを喪失し、無視する結果として生じる”という Ibn Qayyim の言葉を誰も疑うことはできない。
(38)

付 錄

(a) マスカウイン (Maskahwin)

1964年の婚姻登録 (the Register of Marriages) を調査したところ、同年の婚姻1647件のうち、1514件のマスカウインは22.50ドルであった。マスカウインが22.50ドル未満のものが60件あった。そのうち12件ではマスカウインが2.50ドルにすぎなかった。一方で75.00ドルのものが12件あった。これらはすべて1人のカーディ（南インド人）によって登録されたものであった。彼の面前にやってきた大多数の人々に対し、この登録に同意するよう説得したようである。新郎が資格のある医師であり、新婦が学生である1人では例外として、マスカウインは5.000ドルと決定された。金の宝石（10.00ドルから500ドル）がマスカウインとして与えられたのが63件あったのが注目される。

(b) カーディによって登録された離婚

1964年にカーディによって登録された離婚255件の離婚のうち、234件はタラーク（talak）離婚であり、21件がコーロ（kholo）離婚であった。タラーク事件のうちの11件について、大多数の記録が示すところによれば、妻は扶養料と同様にマッタースを放棄（halalkan）していた。他の事件において、マッタースのために最もしばしば与えられた金額は10ドル、5ドルそして20ドルの順であった。ある事件では夫がイギリスの軍人であり、マッタースは1.000ドルと決定された。多くの事件において、イッダの期間中の妻のための扶養料および子のための扶養料として、合意にもとづく命令が登録されていたことは注目に値する。コーロ事件の大多数で妻はマスカウインおよび扶養料の請求を放棄していた。他の事件において、78ドルから300ドルまでの金額が補償金として合意

イスラム教徒の離婚に附隨する命令
されていた。

(c) シヤリーア裁判所によって言渡された離婚

1964年にシヤリーア裁判所で言渡された離婚69件のうち、34件はタラークにより、6件はコーロにより、そして3件はファサフ (fasakh) によっていた。タラーク事件の半分について、マッタースは命じられていなかった。他の事件において、最もしばしば命じられた金額は50ドル、20ドル、10ドルそして5ドルであった。マッタースとして100ドル命じられた事件が2件あり、また1件では150ドル命じられている。

登録には妻または子に与えられる扶養料についての表示は何もない。コーロの6件について、命じられた賠償金は90ドルが2件、50ドルが2件、100ドルが1件、そして25ドルが1件であった。

- (1) 1957年法 No.25.
- (2) 1960年法 No.40. 類似の規定がイスラム管理法案の第52条3項に含まれており、子の監護、扶養および教育に関して命令を発する権限については意味ありげに省略している。
- (3) マスカウイン (mas-kahwin) は、イスラム法のもとで婚姻の締結の際に妻に支払われる強制的な婚姻支払金であり、マレー語でマハル (mahr)と同じ意味である。
- (4) Muhammad Rashid Feroze, "The Reform in Family Laws in the Muslim world" in Islamic studies. (karach, 1962年) 第1巻・1号。118頁 : S. Vesey-Fitzgerald, Muhammedan Law. (Oxford 1931年) 67頁。
- (5) Syed Ameer Ali, Mohammedan Law. 第2巻. (Lahore 1965年) 392頁-393頁。
- (6) S. Vesey-Fitzgerald. 前掲63頁。
- (7) 前掲67頁。
- (8) 聖典コーラン (A. Yusof Ali の翻訳). 第22章41節。
- (9) 聖典コーラン・第65章1節。
- (10) 聖典コーラン・第65章6節。
- (11) Nawawi, Minhaj et Talibin. E.C.Howard による翻訳. (ロンドン 1914年) 387頁。

- (12) Ahmad Ibrahim, Islamic Law in Malaya. (シンガポール 1965年)
224頁-225頁。
- (13) Muhammad Asad in the Message of the Quran. (メッカ 1964年)。
聖典コーランの第2章241節—離婚された女性にも扶養料の権利を与えてやる、これが本当に神を意識する人の義務である—を云い変えて、次のように述べている。すなわち“扶養料の額—彼等が再婚するまで支払われる—は特定されないままである。なぜならば、それは夫の財政的な事情およびその時の社会的な諸条件によらなければならないからである。”
- (14) Syrian Law of Personal status. 1953年. 第117条。
- (15) Brunei Religious Council and Kathis Courts Enactment. 1955年.
第158条。
- (16) Perlis administration of Muslim Law Enactment. 1963. (1964年法 No.3) 第104条。
- (17) 聖典コーラン第2章240節参照。Muhammad Asad はその1部を次のように云い変えている。すなわち“そして、もしあなた方のうちで、妻をあとに残して死亡する人は、彼等の未亡人に、死亡した夫の住居から立ち退かされることなく、1年間、扶養料をうけることができる権利を遺贈する必要がある。”この規定は妻の取得する財産によって廃止されるかどうかに関して意見が分かれている。(聖典コーラン第4章12節) が、Yusuf Ali および Muhammad Asad の両者とも、そうは考えていない。
- (18) Ahmad Ibrahim. 前掲書223頁。
- (19) 前註(18)
- (20) Nawawi, 前掲書313頁。
- (21) Syria Law of personal status. 1953年法 第117条。
- (22) Morocco Code of personal status. 第60条。
- (23) Muslims Ordinance. 1957年 [the Muslims (Amendment) Ordinance 1960年によって改正] 第39条(a)・(c)。
- (24) Guardianship of Infants Ordinance. 第16章および1961年の女性憲章。
- (25) エリザベス2世女王. 4年-7年法 第40章。
- (26) Jami al-Tirmidhi. 第25章15節。
- (27) たとえば、聖典コーラン第89章17節-20節、第4章2節およびBukhari 第2章31節を参照。
- (28) 1961年の女性憲章のもとで。
- (29) Guardianship of Infants (Amendment) Act. 1964年参照。
- (30) E.N.Taylor, “Malay Family Law”. Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society. 第15巻 (1937年)。第1部29頁。

イスラム教徒の離婚に附隨する命令

- (31) Muslims Ordinance. 1957年 [Muslims (Amendment) Ordinance. 1960年) によって改正] 第36条A (d).
- (32) Ahmad Ibrahim, 前掲書228f頁および Sarawak Undang-Undang Mahkamah Melayu, Sarawak. 第41条。
- (33) J.Schacht, Origins of Muhammadan Jurisprudence (Oxford 1953年) 278頁-279頁参照。
- (34) Nawawi, 前掲書384頁。
- (35) United Kingdom Married Women's Property Act. 1964年. Australian Matrimonial Causes Act. 1959. New Zealand Matrimonial Proceedings Act. 1963年および Matrimonial Property Act. 1963年。
- (36) Administration of Muslim Law Bill. 1963年第35節(3)および第106節(3)。
- (37) J.N.D.Anderson. "Reform in Family Law in Morocco". (1958年) -Journal of African Law 第2巻154頁に引用。
- (38) S. Mahmassani, Philosophy of Jurisprudence in Islam. F. J. Ziadeh によって翻訳 (Leiden 1961年) 106頁。